

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第4号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年広島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特例施設占有者の指定)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 規則第28条第4項の規定による公示は、別記様式第3号の特例施設占有者指定公示書を公安委員会の掲示場に<u>掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。</u></p> <p>(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)</p> <p>第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、別記様式第4号の特例施設占有者変更事項公示書を公安委員会の掲示場に<u>掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。</u></p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 規則第30条第2項の規定による公示は、別記様式第6号の特例施設占有者指定取消公示書を公安委員会の掲示場に<u>掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。</u></p>	<p>(特例施設占有者の指定)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 規則第28条第4項の規定による公示は、別記様式第3号の特例施設占有者指定公示書を公安委員会の掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)</p> <p>第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、別記様式第4号の特例施設占有者変更事項公示書を公安委員会の掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 規則第30条第2項の規定による公示は、別記様式第6号の特例施設占有者指定取消公示書を公安委員会の掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p>

別記様式第1号から別記様式第8号までの様式中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に、「,」を「、」に改め、同様式備考を削る。

附 則

この公安委員会規則は、令和6年4月1日から施行する。